

第 6642 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース (2021年)令和3年 3月 17日 水曜日

発行所 三輪厚二税理士事務所 / 顧問料不要の三輪会計事務所 (編集・発行：税理士 三輪厚二)
 大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL:06-6209-7191 WEB: <https://www.zeirishi-miwa.co.jp>

♠ 退職所得の改正

Q：令和3年の税制改正では、退職所得についての改正があるとか。どのようになるのですか？

A：次のように改正されます。

【解説】

退職所得は、特定役員退職手当等を除き、次の算式で計算します。

退職所得 = (その年中の退職手当等の収入金額 - 退職所得控除額) × 1/2

特定役員等とは、勤続年数が5年以下の法人の役員等をいい、これらの者の退職所得は、上記算式中、×1/2を適用せずに計算した金額になります。

令和3年の税制改正では、その年中の退職手当等のうち、短期退職手当等に係る退職所得金額の計算につき、短期退職手当等の収入金額から退職所得控除額を控除した残額のうち300万円を超える部分については、×1/2を適用しないこととされました。

短期退職手当等とは、退職手当等の支払者の下での勤続年数が5年以下である者が勤続年数に対応するものとして支払いを受けるもので、特定役員退職手当等に該当しないものをいいます。

これに伴い、短期退職手当等と短期退職手当等以外の退職手当等がある場合の退職所得の計算方法や退職手当等に係る源泉徴収税額の計算方法及び退職所得の源泉徴収票の記載事項等について、所要の措置が講じられることになっています。



【三輪厚二税理士事務所(大阪市中央区)】